

競争的資金等の不正防止対策基本方針

特定非営利活動法人バイオ計測技術コンソーシアム（以下ＪＭＡＣという）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定、平成２６年２月１８日改正）に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、競争的資金等を適正に管理・運営するための取組を行います。

１ 機関内の責任体系の明確化

責任体制の明確化については、以下の体制で実施していきます。

- （１）ＪＭＡＣ全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を会長とする。
- （２）「最高管理責任者」を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を運営委員長とする。
- （３）各部局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を事務局長とする。

２ 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

ＪＭＡＣにおける不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、以下の取組を行います。

- （１）ルールの明確化・統一化を進める。
- （２）コンプライアンス教育の徹底による関係者の意識向上と誓約書の徴取を行う。

３ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正使用を事前に防ぐため、以下の取組と実施体制の整備を図ります。

- （１）ＪＭＡＣでの不正発生の要因について整理し、不正使用の事前防止に努める。
- （２）不正防止推進部署を設け、競争的資金等の管理・運営の適正化を推進する。

４ 研究費の適正な運営・管理活動

研究費の適正な執行管理をするため、以下の取組を進めていきます。

- (1) 物品等の発注及び検収業務にあたっては、「発注購買等事務取扱規程」や「購買プロセスフローチャート」を遵守する。
- (2) 予算執行状況については事務部門が定期的に運営委員会に報告し、問題があれば直ちに改善策の検討を行う体制を維持する。
- (3) 一定の取引実績のある業者からルール等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。
- (4) 不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行う。

5 情報発信・共有化の推進

以下の取組により、情報発信・共有化の推進を図ります。

- (1) 競争的資金等の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

相談窓口：compliance@jmac.or.jp

6 モニタリングの在り方

以下の取組により、競争的資金等における不正の抑止を図ります。

- (1) 競争的資金等の適正な管理のため、不正発生リスクに対する重点的監査を実施します。
- (2) モニタリングについては、支出管理等を担当する部署による日常的な確認と、内部監査部門が組織全体の内部統制の観点から行う確認の2段階で実施する。